

「紙おむつ」、「尿取りパッド」を利用されている皆さまへ (R8.7.1 改定)

以下の条件にあてはまる方に、「紙おむつ」及び「尿取りパッド」の購入費を支給します。

※「防水シート」やおむつ交換に使用する道具は、対象外です。

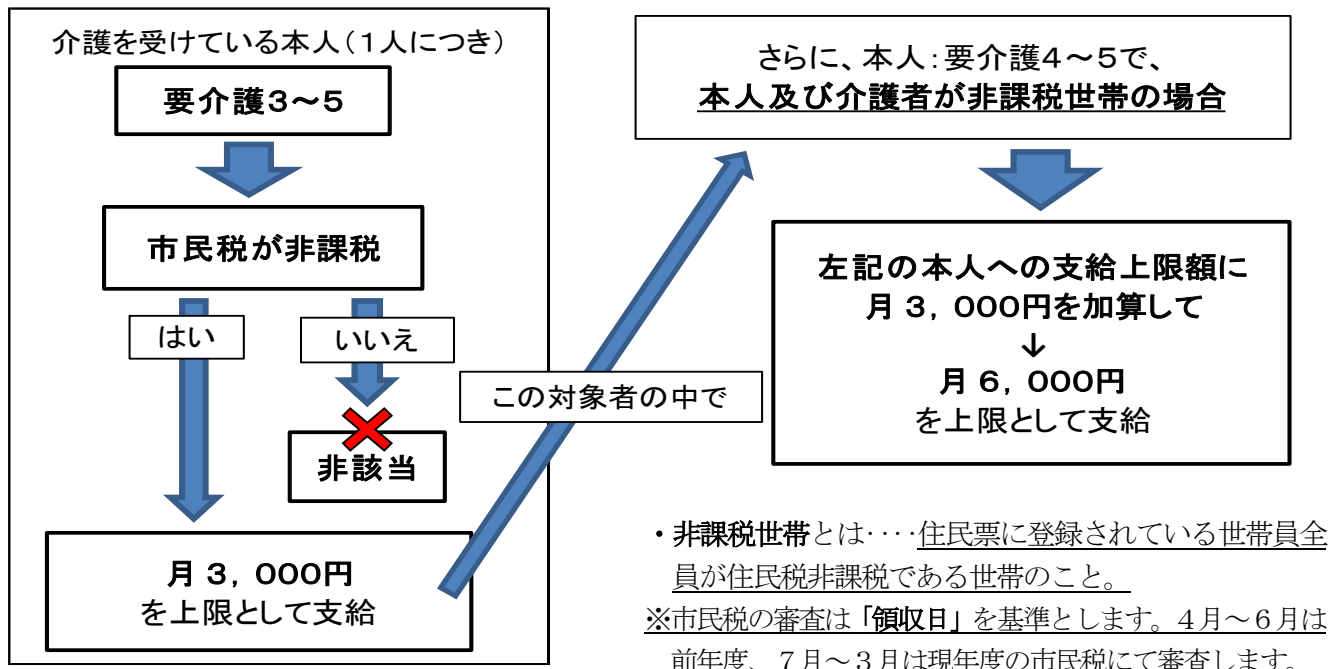
【支給対象者】 次の全ての条件に該当する者。

- ① 岡谷市内に住所を有する者。(岡谷市に住民票があっても、生活拠点が岡谷市外の方は対象外となります。)
- ② 市民税非課税者。
- ③ 要介護3以上の認定を受けている65歳以上の在宅高齢者 又は その介護者。

※65歳未満の介護保険「第2号被保険者」は対象外。



支給の上限額等は以下の図を参照。



【申請から交付決定までの流れ】

- ① 「紙おむつ」又は「尿取りパッド」を購入し、「領収書」を受け取る。
- ② 「支給申請書」(岡谷市役所ホームページまたは介護福祉課窓口にあります)へ必要事項を記入し、「領収書」(領収書がもらえない場合は購入内容の分かるレシートでも可、納品書は不可)を添えて、介護福祉課の窓口へご提出ください。(窓口へ来庁が難しい場合は郵送でも可)
- ③ 次月上旬に担当者が申請書の審査を行います。
- ④ 審査の結果、支給決定となった場合は次月末日までに指定された口座へ交付決定額を振込みます。
(例: 7月10日 申請書提出 ⇒ 8月上旬 審査、支給決定 ⇒ 8月末日までに口座振込)

※振込先の口座情報の記入漏れが多いため、忘れずに記入のうえご提出ください。

裏面へ→

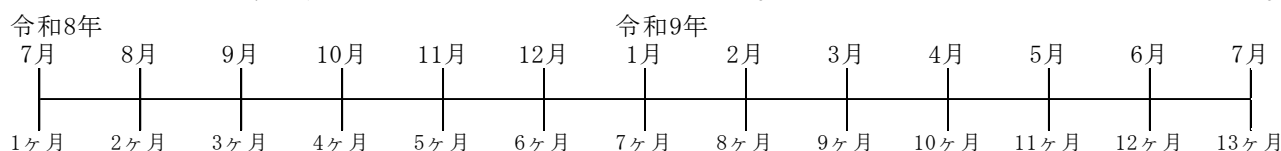
【注意事項】

①在宅で使用するものが対象のため、施設入所中や入院中に購入したものは、対象外です。
※「在宅」扱いとなる施設もあり。また、退院・退所準備のために購入したものは、対象となる場合があります。

②月 6,000 円の支給を受ける方で介護者世帯の住民票が岡谷市にない場合、「非課税であることを証明できる書類」(課税証明書等)の提出が必要になります。お住まいの市町村役場等にて取得のうえ、申請書に添付してください。

③申請の有効期間は、領収日の属する月から1年間となります。

例) 令和8年 7月の領収分 → 令和9年 6月まで申請可能。(令和9年 7月以降は申請できません。)



④対象金額は、「現金」、「電子マネー」、「クレジットカード」、「商品券」(地域振興券を含む)で購入した場合に限ります。ポイント利用やクーポン券、割引券による購入分は、「値引き」扱いとし、その分を差し引いた金額での申請となりますのでご注意ください。

⑤領収書の属する月のみが申請対象となります。(1枚の領収書で複数月の申請は不可)
※複数月分の介護用品を一括して購入した場合であっても、当該領収日の属する月の限度額を超えての支給は出来ません。
また、申請時に添付いただいたレシートは返却できませんのでご承知ください。

⑥対象者がお亡くなりになった月までが支給となるため、口座引き落としでお支払いの方はご注意ください。
※領収日で審査をするため、領収日が次月となると支給が出来なくなります。最終月のみ支払いを変更するなど業者と相談ください。

※その他、ご不明点等ありましたら、申請前に担当までご連絡ください。